

横須賀市報

号外第 11 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地
毎月		横須賀市役所
10 日	編集兼	横須賀市長
25 日	発行人	上 地 克 明
	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

監査委員公表
◇監査結果の報告について…………… 1

◇監査の結果報告に係る措置の公表について…………… 10

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和 6 年第 3 号

監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 6 年 5 月10日

横須賀市監査委員	鷹 野 加裕子
同	丸 山 邦 彦
同	関 澤 敏 行
同	高 橋 英 昭

民生局地域支援部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年1月18日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

民生局地域支援部の所管に属する令和5年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

専決規程によると、50万円を超える目間流用は財務部長専決事項とされ

ており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務部財務課へ送付することとされているが、コミュニティセンターにおけるポケットWi-Fi設置に係る通信運搬費の不足額への目間流用について、民生局地域支援部長まで決裁を受けた後、財務部長決裁を受けずに、財務部財務課長決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（地域コミュニティ支援課）

（2）収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を使用しなくなったときは、廃棄するものとされ、領収印を廃棄する場合は、その領収印を添えて会計管理者に届け出なければならないとされている。令和5年3月末まで市民生活課において実施していた市民活動サポートセンターに関する事務を地域コミュニティ支援課に移管したことに伴い、市民生活課においては領収印を使用しなくなったが、領収印を引き続き保管しており、領収印を廃棄する場合の会計管理者への届出が行われていなかったので、出納員等領収印取扱規程に基づいた適正な管理に改められたい。

（市民生活課）

（3）支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の月額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、池上コミュニティセンター指定管理者選考委員会の出席に係る委員報酬について、令和5年5月26日分の報酬が同年11月15日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（衣笠行政センター）

（4）財産管理に関する事務

ア 公有財産規則によると、部長等は公有財産台帳の副簿を備えておかなければならないとされているが、平成28年度途中に市民安全部危機管理課（当時）から所管換えがあり市民生活課所管の普通財産として管理している土地（日本赤十字社貸付地）の公有財産台帳の副簿において、公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（市民生活課）

イ 公有財産規則に定められた公有財産の使用承認（異なる会計の間、部

等の間又は同一部等内の課等の間において、公有財産の使用を認めること）に係る事務処理が行われずに公有財産が使用されているもの（街路防犯灯２灯、道路照明灯１灯及び案内看板１枚）があったので、必要な措置を行うとともに、今後は、公有財産規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（大津行政センター及び浦賀行政センター）

環境部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年1月18日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

環境部の所管に属する令和5年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

ア 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の

日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、第78回環境審議会出席委員報酬について、令和5年7月31日分の報酬が同年8月22日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(環境政策課)

イ 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を含める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、資金前渡により支出が行われたごみトーク（分別変更説明会）に係る時間貸駐車場使用料（7・8月分、計4件）について、令和5年9月25日に用務が終了したものの、令和6年2月20日に行われた定期監査の現金の調査の時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(環境政策課)

(2) 財産管理に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、常時継続して資金前渡を受ける者は、資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておかなければならないと規定されているが、常時継続して資金前渡を受けている環境政策課における駐車場使用料（ごみトーク使用分）並びに久里浜収集事務所における駐車場使用料及び有料道路通行料について、資金前渡受払簿を備えていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(環境政策課及び久里浜収集事務所)

イ 物品会計規則によると、課長等は所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、次の備品について備品整理票が貼付されていなかったため、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

所 属 名	品 名	備品番号	金 額	取得年月日
広域処理センター	ボール盤	0000032384	302,500 円	2020 年 2 月 21 日
久里浜収集事務所	エアコン	1000009116	1,232,000 円	2022 年 9 月 14 日
久里浜収集事務所	エアコン	1000011097	1,210,000 円	2023 年 8 月 4 日

(広域処理センター及び久里浜収集事務所)

建設部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年1月18日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

建設部の所管に属する令和5年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 契約に関する事務

道路施設等に係る修繕（「道路施設等小破修繕その15」）について、修

繕料の支出金額に誤りはなかったものの、工事請負請書に記載された請負代金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額に誤りがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(道路維持課)

(2) 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、課長等は所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、リース期間の満了に伴って取得した次の備品について備品整理票が貼付されていなかったもので、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
カラープリンター	1000009602	162,000円	2023年2月1日

(土木用地課)

選挙管理委員会事務局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年1月18日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

選挙管理委員会事務局の所管に属する令和5年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、指摘事項として記載すべきものはなかった。

横須賀市監査委員公表

令和6年第4号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和6年2月13日付け横須賀市監査委員公表令和6年第1号をもって公表した定期監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年5月10日

横須賀市監査委員	鷹	野	加裕子
同	丸	山	邦彦
同	関	澤	敏行
同	高	橋	英昭

[教育委員会]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 専決規程によると、50万円までの負担金の支出決定は課長専決事項、100万円までの負担金の支出決定は部長専決事項とされており、令和5年度神奈川県公立小学校長会会費（負担金）736,000円の支出決定については教育総務部長の決裁を要するが、総務課長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（総務課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、決裁区分の確認不足から生じたものであった。今後は専決規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、研修を行い周知徹底した。

- (2) 横須賀総合高校（定時制）修学旅行教育支援介助員旅費の支出について、令和5年6月20日付けの出張命令書により費用弁償（宿泊）の予算執行を決定していたが、当該予算執行に係る費用弁償（宿泊）予算額の流用決裁を受けたのは同年7月24日付けであった。予算執行の決定については、予算執行伺の時点において財源の確保が完了している必要があるので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（教育指導課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、出張命令書の起案時に、支出科目の予算執行状況の確認を漏らしたことにより生じたものであった。今後は、予算の執行について適正な事務処理を行うよう、研修を行い周知徹底した。

- (3) 教育委員会専決規程によると、特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免は部長専決事項とされているが、「令和5年度（2023年度）非常勤職員（学校薬剤師）の委嘱及び辞令の交付について（令和5年6月1日付委嘱分）」の決裁文書において、保健体育課長の決裁により決定していたので、今後は、教育委員会専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（保健体育課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、教育委員会専決規程の確認不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、研修

を行い周知徹底した。

2 支出に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされている。また、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならないとされている。

令和5年5月18日から19日にかけて開催された「第73回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会帯広大会」への参加（出張期日は令和5年5月17日から19日まで）に伴い、資金前渡により支出手続が行われた負担金及び概算払により支出手続が行われた普通旅費（宿泊）について、令和5年5月19日に用務が終了したものの、同年11月7日に行われた定期監査の現金の調査の時点において休日を除く10日を超えて資金前渡及び概算払の精算が行われていなかったもので、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。また、普通旅費（宿泊）のうち後払いとされた旅費については同時点で支給手続が行われていなかったもので、併せて適正な事務処理に改められたい。（総務課）

措置の内容

本件は、1件の出張に対する資金前渡、概算払い及び旅費の後払いの支出処理が適正に行われていなかったことに対する指摘である。指摘事項については、すぐに各処理を完了させた。

職員が十分な確認を行わずに処理したことに起因するため、規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう、研修を行い周知徹底した。

- (2) 会計年度任用職員出張旅費（スクールソーシャルワーカー）5月分の支出について、算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（支援教育課）

措置の内容

支給不足が生じていた旅費については、速やかに支給手続を行った。今後は、旅費の支給について適正な事務処理を行うよう、研修を行い周知徹

底した。

- (3) 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の月額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、次の報酬の支出について、支給が遅延していたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・ 第3回横須賀市立小中学校適正配置審議会委員報酬

(令和5年6月26日開催、同年7月21日支給)

- ・ 令和5年度第1回文化財専門審議会委員報酬

(令和5年6月30日開催、同年7月21日支給)

(教育政策課及び生涯学習課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、報酬の支給時期を遵守し同条例に基づいた適正な事務処理を行うよう、研修を行い周知徹底した。

- (4) 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、次の支出について、10日を超えて精算が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・ 横須賀総合高校（定時制）修学旅行教育支援介助員旅費

(用務終了日 令和5年7月31日、精算手続日 令和5年9月11日)

- ・ 第28回小学校5年生芸術鑑賞会への参加に伴う児童交通費

(用務終了日 令和5年6月28日、精算手続日 令和5年7月20日)

- ・ 第72回横須賀市中学校総合体育大会総合開会式への参加に伴う生徒交通費

(用務終了日 令和5年4月15日、精算手続日 令和5年5月2日)

(教育指導課及び保健体育課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、学校との書類のやり取りが期日までに完了しなかったことにより生じたものであった。今後は、各学校へ速やかに領収書を送付するよう周知し、適正な事務処理に努めるとともに、予算

決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、研修を行い周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

- (1) 学校用地の使用について、公有財産使用承認申請及び使用承認に係る事務処理が行なわれていないもの（街路防犯灯2灯）や、現況（街路防犯灯14灯、水道管直結式非常貯水装置備蓄機材格納庫0基）と異なる内容（街路防犯灯11灯、水道管直結式非常貯水装置備蓄機材格納庫3基）で公有財産使用承認申請及び使用承認がされているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。（学校管理課）

措置の内容

公有財産の使用承認に関する申請及び使用承認に係る事務処理が行われていなかった案件については、使用承認の申請を受け、承認を行った。また、現況と異なる内容で承認していた案件については、正しい内容で変更承認を行った。

今後、使用承認の申請時に現地確認を行うなど、学校用地の適正な財産管理を行うよう、周知徹底した。

併せて、使用承認を申請する部署に対して、適切な申請をするよう、申入れを行った。

- (2) 物品会計規則によると、レターパックの管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿により受払いを明らかにしておかなければならないとされているが、レターパックの物品受払簿が作成されておらず、受払いが明らかにされていなかったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。（教職員課）

措置の内容

当該物品の管理について、直ちに物品受払簿を作成した。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、研修を行い周知徹底した。

- (3) 郵便切手及びレターパックの管理において、保有枚数と物品受払簿の残数が一致しないもの（2校）や物品受払簿の所属長確認欄に所属長の署名又は押印がされていないもの（1校）があったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。（小学校）

措置の内容

今後は郵便切手等を払出した際には速やかに受払簿に記録し、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、学校長に指導し、周知徹底した。